行政書士の歴史

(1) 行政書士のルーツ

法律系の主要な資格としては、「弁護士」「司法書士」「行政書士」がありますが、このルーツは、1872年(明治5年)の太政官布告無号達にて発せられた司法職務定制とされています。その中で、証書人、代書人の職業が制度として定められており、証書人は現在の公証人、代言人は現在の弁護士であり、代書人が、現在の司法書士および行政書士でした。つまり、現在の司法書士と行政書士は、同一の代書人として規定されていました。ただ、代書人制度において、訴状などの裁判書類などの作成を主たる業務とするのか、その他一般の文書や図面作成を主たる業務とするのかによって職務領域が分かれていたようです。つまり、訴状などの裁判書類などの作成を行っていた代書人が、後の司法書士のルーツになって、その他一般の文書や図面作成を主たる業務としていた代書人が、後の行政書士のルーツになっています。代書人のうち、市町村役場、警察署等に提出する書類の作成を業とする者は、行政代書人として活動を行っていました。

その後、1919年(大正8年)4月、司法代書人法(現在の司法書士法)が制定され、翌1920年(大正9年)11月25日に代書人規則(現在の行政書士法)が制定されました。そして、現在の司法書士法3条、行政書士法1条の2第1項に相当する条文ができ、司法代書人、行政代書人の職務範囲が法定されました。

(2) 現在の行政書士法の成立

戦後、代書人規則は、「日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律」により、1947年(昭和22年)12月に失効しました。その後、国民の便益に向け法制化を求める社会の動きを受け、1951年(昭和26年)2月10日、行政書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資することを目的(行政書士法1条)とした「行政書士法」が成立し、同月22日法律第4号として公布され、3月1日に施行されました。このようにして行政書士制度は発足し、数次の法改正を経て現在に至っています。

そして1951年(昭和26年)に行政書士法が公布され、2011年(平成23年)で60周年を迎える ことになりました。

(3) それぞれの資格は独自の方向に進化

弁護士と行政書士は、契約書などの書類の作成を行うという点で、類似していますが、弁護士が訴訟を主たる業務としているのに対し、行政書士は予防法務を取り扱うという点で、違いがあります。また、司法書士と行政書士は、官公署に提出する書類を作成することを業務とし

ている点で共通点はあるものの、司法書士が司法関係の官公庁関連の官公署に提出する書類を 作成することを業務としているのに対し、行政書士が司法関係以外の官公署に提出する書類を 作成することを業務としている点で、業務領域を異にしています。

弁護士、司法書士、行政書士は、それぞれの業務領域で独自の方向に進化を遂げ、現在に至っています。弁護士は37,680名 (2016.3.31時点)、司法書士は22,172名 (2016.10.1 時点)、行政書士は46,301名 (2016.10.1 時点) となっています。

(4) 国民の利便性、企業の利便性に資することが重要

上述のごとく、弁護士、司法書士、行政書士は、それぞれの業務領域で独自の方向に進化を遂げ、現在に至っています。弁護士、司法書士、行政書士が、これまで同様、それぞれ専門分野において責任を持って業務を遂行することで、国民の利便性、企業の利便性に資することはもちろん重要です。しかし同時に、士業の垣根により、国民にもたらす不便が生じている側面に着目し、その不便を解消するような動きをするべきです。すなわち、今後は、士業間の連携を深め、お互いの業務分野の強みを活かしつつ、適宜、業務提携を行うことで、国民に対するワンストップ・サービスを提供できるような動きをするべきでしょう。

(5) 今後の行政書士に望まれること

行政書士の強みは、何といっても非常に広範な業務範囲を有していることです。そして、それを活かして、これまでも国民の利便性という現実の要請の観点から、新しい業務を開拓してきました。現在では、決して単なる代書屋にとどまらず、今後も新しい業務を開拓していくことが望まれています。

2011年(平成23年)に起こった東日本大震災では、地震直後から日本行政書士会連合会を中心に、行政書士が被災者支援のためにさまざまな取り組みを行ってきました。2011年(平成23年)10月には、日本行政書士会連合会は、東日本大震災及び福島原発事故による被災者の生活再建と被災地の復旧・復興に対する支援策の一環として福島県郡山市に「日本行政書士会連合会被災者相談センター」(福島事務所)を開設しました。同センターは、2012年(平成24年)4月から毎月1回、仮設住宅を訪問し、無料相談を実施しています。被災から1年以上が経過した現在、無料相談には、原子力損害賠償請求をはじめ相続問題、被災自動車の抹消登録・自動車税還付手続、外国人在留問題その他の生活問題に関する相談が寄せられています。また、熊本地震に対する大規模災害対策本部を立ち上げ、被災地の行政書士会において、自治体と連携して羅災証明書の発行について支援業務等を行う活動を行っています。

このように時代のニーズに合わせ、行政書士の社会的責任は非常に重要なものとなっています。

参考文献

「行政書士法コンメンタール」「行政書士市民法務便覧改訂三版」P.1 日行連HP https://www.gyosei.or.jp/information/introduction/consists.html 「日本行政」2012年4月号P.1以下 同2012年7月号P.1